

がまだすドーム防災教育推進助成事業実施要領

（趣旨）

第1条 公益財団法人雲仙岳災害記念財団（以下、「財団」という。）は、雲仙・普賢岳噴火災害から20年以上が経過し災害の記憶の風化が進む一方で、東日本大震災を受け防災教育の重要性が見直されている状況を踏まえ、災害を知らない若い世代に広く噴火災害の脅威と教訓を伝え、防災意識の向上を図ることを目的として、雲仙岳災害記念館（以下、「がまだすドーム」という。）を活用した「がまだすドーム防災教育推進助成事業」を実施する。

（助成対象者）

第2条 助成の対象者は、長崎県内の小学生、中学生及び高校生（以下、「児童生徒」という。）とする。

（助成条件）

第3条 次項以下のすべての要件を満たすことを助成の条件とする。

2 次のいずれかの利用形態とする。

（1）学校が、授業や学校行事として利用する場合

（2）学校以外の団体又はグループ（児童生徒数が概ね10名以上）が、防災学習等を目的に利用する場合

3 「がまだすドーム」の常設展示に入場するとともに、学習効果を高めるため同施設における防災教育メニューを併せて利用すること。

但し、学校が授業又は学校行事で利用する場合であって、都合により併用が困難な場合は、常設展示の入場をもって条件を満たすものとする。

4 他の自治体等から同様の助成を受けていないこと。

（助成金額）

第4条 「がまだすドーム」へ入館し、防災学習を行う経費の一部を助成する。

2 助成金の額は、予算の範囲内で、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 本助成金の交付の申請ができる者（以下、「申請者」という。）は、次のとおりとする。

（1）第3条第2項第1号にあっては学校長

（2）第3条第2項第2号にあっては団体又はグループの代表者

2 申請者は、助成金交付申請書（別紙様式）に、必要に応じ領収書等の関係書類を添えて、財団へ提出する。

3 本助成金の交付申請は、原則として利用日の翌日から起算して1箇月以内に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 財団は、本助成金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ交付の決定を行うものとする。

(手続きの併合等)

第7条 交付の申請と請求の手続きは併合し、実績報告書の提出は省略する。

2 交付の決定及び額の確定の手続きは併合し、交付決定の通知は省略する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(別表)

1 学校(団体・グループ)1回あたりの助成額は、4万円を上限とし、その算出方法は、交通手段に応じ次のとおりとする。

(表1)

交通手段	助 成 額
貸切バス レンタカー タクシー 公共交通機関 など、領収書等 で経費の確認が とれる場合	1 実費額 2 単価700円(離島地区1400円)×児童生徒数 上記1、2を比較し、より低い方の額。
上記以外	単価350円(離島地区700円)×児童生徒数

※表1の離島地区は、下記のとおりとする。

離島地区：五島市、壱岐市、対馬市、佐世保市宇久町、西海市崎戸町(江島、平島)
北松浦郡小値賀町、南松浦郡新上五島町

公益財団法人雲仙岳災害記念財団 代表理事 様

申請者 住 所

学校団体名

代 表 者

印

〔連絡先：担当者氏名

TEL

〕

がまだすドーム防災教育推進助成金交付申請書（請求書）

このことについて、下記のとおり申請（請求）します。
記

1. 申 請 額
- 金**
- _____
- 円**
- (※申請額の算出はウラ面を参照して下さい。)

決 定 額 (財団記入欄)	金 _____ 円
------------------	-------------------------

(※この欄は記入しないで下さい。)

2. 振込口座 (※「口座種別」欄は、いずれかに○を付けること。)

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人
		普通 当座 別段		(フリガナ)

3. 生徒児童数

小学生	中学生	高校生	合 計
名	名	名	名

4. 交通手段 ※ () 内に○を付け、関係書類を添付又は必要事項を記載

() ①貸切バス・レンタカー・タクシー (領収書の写しを添付して下さい。)

() ②公共交通機関 (領収書の写しの添付が困難な場合は、以下余白に区間等を記載)

() ③その他 ()

以下は、利用施設から証明をもらって下さい。

..... **がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）利用証明書**

学校・団体・グループ名	利用年月日	児童生徒数
	年 月 日	名

【利用した防災教育メニュー】 () 内に○

() ①恐竜展「ディノベンチャー」

() ②ジオパーク館内学習

() ③その他 ()

<館長確認印欄>

上記のとおり、常設展示への入場等、利用したことを証明する。

申請書の提出先 雲仙岳災害記念財団事務局

住 所：〒855-8501 島原市城内1丁目1205 (長崎県島原振興局地域づくり推進課内)

TEL：0957-62-2539 FAX：0957-63-7933

がまだすドーム防災教育推進助成金のご利用にあたって

(制度の趣旨)

雲仙普賢岳噴火災害から20年以上が経過し、災害の記憶の風化が進んでいます。一方で、東日本大震災を受けて防災教育の重要性が見直されているところです。このようなことから、公益財団法人雲仙岳災害記念財団(以下「財団」)では、災害を知らない若い世代に広く噴火災害の脅威と教訓を伝え、防災意識の向上を図ることを目的として、平成25年度から「がまだすドーム防災教育推進助成事業」を創設しました。

一人でも多くの子どもの防災学習が推進されるよう、本制度の積極的活用をお願いします。

なお、平成17年度から実施してきました「平成新山がんばランド活用推進助成金」は、新制度へ理念と内容を引き継ぐこととなりましたので、平成25年3月31日の利用をもって廃止します。

(助成の対象者) 長崎県内の小学生、中学生、高校生(以下「児童生徒」)

(助成の条件) 次の1～4のすべての項目を満たすことが助成の条件となります。

1. 利用の形態は次のいずれかとする。
 - (1) 学校が、授業や学校行事として利用する場合
 - (2) 学校以外の団体又はグループ(児童生徒数が概ね10名以上)が、防災学習等を目的に利用する場合
2. 「がまだすドーム(雲仙岳災害記念館)」の有料ゾーンに入場すること。
3. 学習効果を高めるため、「がまだすドーム」の防災教育メニューの少なくとも一つを併せて利用すること。
(メニューは、恐竜展「ディノベンチャー」、ジオパーク館内学習などあります。
詳しくは、がまだすドーム 電話0957-65-5555へ事前にご相談ください。)
4. 他の自治体等から同様の助成を受けていないこと。

(助成額) 「がまだすドーム」へ入館し、防災学習を行う経費の一部を助成します。

○上限額 4万円

○1学校(団体・グループ)1回あたりの助成額は、交通手段に応じ次のとおりです。

①貸切バス・レンタカー・タクシー・公共交通機関など領収書等で経費の確認が取れる場合

実費額と次の算定式による額を比較し、低い方の金額

(算定式) 700円(離島地区1400円)×児童生徒数

②上記①以外の場合

(算定式) 350円(離島地区700円)×児童生徒数

※ 離島地区は、五島市、壱岐市、対馬市、佐世保市宇久町、西海市崎戸町(江島、平島)、北松浦郡小値賀町、南松浦郡新上五島町とします。

(助成金の申請手続き)

1. 助成金の申請ができる方(以下「申請者」)は次のとおりです。
 - (1) 学校の授業又は学校行事で利用する場合は、学校長
 - (2) 学校以外の団体又はグループにあつては、その団体又はグループの代表者
2. 申請者は、原則として利用日から1ヶ月以内に、本助成金交付申請(請求)書を財団事務局に提出してください。
(郵送も可)
3. 貸切バス、レンタカー、タクシーの場合は、領収書の写しを添付してください。公共交通機関で領収書の提出が困難な場合は、利用した交通機関や区間等を申請書の余白に記入してください。
4. 振込口座、口座名義人は正確に記入してください。
名義人相違、口座相違等申請者側の理由で振込不能となった場合、再振込に係る手数料は申請額から控除して振り込みます。

(その他注意事項)

1. 本助成金の申請(請求)にあたっては、「がまだすドーム」の利用証明書が必要です。
利用当日、申請(請求)書を持参してください。申請(請求)書は「がまだすドーム」のホームページから入手できます。
2. ご利用予定が決まったら、電話等でお早めに事前申込みを行ってください。
複数の団体の申込みが重なり、防災教育メニューの利用など、ご希望に沿えない場合があります。

事前の申込みや予約内容のご相談等の問い合わせ先

がまだすドーム(雲仙岳災害記念館)

住 所: 〒855-0879 島原市平成町1-1

TEL: 0957-65-5555 FAX: 0957-65-5550